

日時 令和6年11月13日 10時30分

場所 熊谷市立文化会館

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 「税を考える週間」について (総務課)

「これからの社会に向かって」をテーマとして、令和6年11月11日(月)から令和6年11月17日(日)の間において、税を考える週間を実施します。

なお、この期間、熊谷税務署では、各市町の庁舎及び八木橋百貨店において「税についての中学生の作文」等の展示を予定しております。

(2) e-Taxの利用拡大に向けた取組について (総務課)

令和6年10月21日(月)、国税庁として別添資料のとおりe-Taxの利用拡大に向けた取組を実施する旨の公表がされておりますので、ご承知いただくとともに、より一層のe-Taxの利用をお願いいたします。

- ・別添1 「オンライン利用率の状況(熊谷署)」
- ・別添2 「e-Taxの利用拡大に向けた取組」

(3) 令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税(第2期分)について (管理運営部門)

イ 納期限	令和6年12月2日(月)
ロ 振替納税利用者の振替日	令和6年12月2日(月)
ハ 振替納税未利用者への納付書送付日	令和6年10月25日(金)
ニ 減額申請書の提出期限	令和6年11月15日(金)

令和6年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税(第2期分)の納期限(振替納税利用者の振替日)は12月2日(月)です。

振替納税利用の関与先に対しまして、前日までに残高確認をしていただくよう指導をお願いいたします。

振替納税を利用していない関与先につきましては、10月25日(金)に納付書を発送しておりますので、納期限までに納付していただくよう指導をお願いいたします。

なお、封筒には口座振替依頼書を同封しておりますが、11月8日（金）までに依頼書を提出いただいた場合は、今回の予定納税第2期分より口座振替をご利用いただけます。提出が間に合わなかった場合でも、確定申告に向けて振替納税の利用勧奨をお願いいたします。

また、廃業、休業、業況不振などの理由により、予定納税額の減額申請書を提出する場合は、11月15（金）までにご提出をお願いいたします。

（４） 関与先への期限内納付指導等の協力依頼について

（徴収部門）

熊谷税務署では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納確保に努めるとともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、納税緩和措置の適用や滞納処分を実施するなどして確実な徴収に努めているところです。

税理士の皆様におかれましても、別添のリーフレットをご活用の上、関与先の期限内納付に向けたご指導につきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

添付書類（別添３）

- 1 税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！
- 2 消費税の期限内納付のために、計画的な納税資金の積立てを！
- 3 国税を納期限までに納付することができない場合には
- 4 納付指導・相談チェック表

【リーフレットの掲載場所】

国税庁ホームページ＞税の情報・手続・用紙＞税理士に関する情報
＞税理士関係法令等・Q&A ＞滞納の未然防止関係様式等



<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/qa.htm#tainouboushi>

(5) 相続税申告における e-Tax の利用について

(資産課税部門)

国税庁においては、税務行政のデジタル化の推進を掲げており、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、各種取組を進めています。税務行政のデジタル化の推進のためには、より一層、e-Tax を普及・拡大していくことが必要となります。

相続税の e-Tax については、令和 6 年度のオンライン利用率の目標値を 48% に設定していますが、相続税の申告については税理士関与割合が高いことから、税理士の皆さまに相続税 e-Tax を積極的に利用いただくことが重要であると考えておりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、令和 6 年度以降における新たな取組として、令和 7 年 1 月から納税者自身の登録情報が確認できる「マイページ」で、相続税申告書を作成する際に必要となる過去の贈与税申告事績（e-Tax で提出した申告に限る。）が確認できることとなりました。確認できる内容等、詳細につきましては、情報が入り次第お伝えしていきますのでよろしくようお願いいたします。

- ・別添 4 「税理士の皆様へ 相続税 e-Tax をご利用ください」
- ・別添 5 「財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合」

(6) 扶養控除等の見直し依頼文書の発送について

(法人課税部門)

給与の受給者のうち、扶養控除等の誤りが見込まれる源泉徴収義務者に対しまして、見直しの依頼文書（185 件）を発送しておりますので、関与先から質問等があった場合には、ご指導いただけますようお願いいたします。

発 送 日：令和 6 年 10 月 29 日（火）

回答期限：令和 6 年 11 月 29 日（金）

(7) 令和 6 年分年末調整控除申告書作成ソフトウェアの公開について

(法人課税部門)

イ 掲載場所

国税庁HP → 年末調整がよくわかるページ → 年末調整手続きの電子化（別添 6）

ロ 年末調整手続の電子化及び年調ソフトヘルプデスクの電話番号等

電話番号	0570-02-4563 (ナビダイヤル)	
	〈ナビダイヤルの通話料金 (全国一律: 税込)〉 固定電話から 9.35 円 / 180 秒 携帯電話から 11 円 / 20 秒 公衆電話から 10 円 / 40 秒 ※携帯電話の定額制プランご利用の場合も上記料金が発生します。	
受付時間	9:00~17:00	10月1日~12月28日 (毎日) 1月4日~2月28日 (月~金曜(休祝日を除く))

(8) インボイス制度に関する周知等について

(法人課税部門)

インボイス制度開始後2回目の消費税確定申告を行う事業者に対し、申告誤りを防ぐため、国税庁から日本税理士会連合会、国税局から関東信越税理士会に対し、別添7のとおり周知依頼を行っています。

5 熊谷市・深谷市・寄居町からの連絡事項

(1) 令和7年度(令和6年分)給与支払報告書(総括表)の発送について

(個人住民税)

- イ 発送予定日 令和6年12月2日(月)(深谷市・寄居町)
令和6年12月5日(木)(熊谷市)
- ロ 発送対象者 前年度に紙媒体で給与支払報告書の提出があった事業者等
- ハ 提出期限 令和7年1月31日(金)(熊谷市・深谷市・寄居町)

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書(総括表)を上記の予定で発送いたします。必要事項を記入の上、個人別明細書と合わせて御提出いただくようお願いいたします。

新規事業者等におきまして必要となる場合、御連絡いただければ送付いたします。また、ホームページからもダウンロードできます。

なお、電子媒体において給与支払報告書を提出いただいた場合は、お送りした給与支払報告書（総括表）の提出は不要です。

関与先から質問等があった場合には御指導くださるようお願いいたします。

また、e L T A Xを利用すれば（別添8）給与支払報告書・源泉徴収票を一括・一元的に提出が可能です。さらには、必要な組織に自動的に振り分けられ非常に便利ですので、関与先への利用勧奨をお願いいたします。

(2) 令和7年度固定資産税償却資産申告書等の発送について (固定資産税)

イ 発送予定日 令和6年11月29日（金）（熊谷市）
令和6年12月6日（金）（深谷市）
令和6年12月20日（金）（寄居町）

ロ 申告受付内容 「令和7年度固定資産税償却資産の申告」の受付

ハ 申告期限 令和7年1月31日（金）（熊谷市・深谷市・寄居町）